

4、借地借家法及借地借家調停法徹底的改正要求ノ件

説明 甲 斐 績

前年度大會ニ於テ本案ヲ決定シタルガ未ダ其ノ改正ヲ見ザレバ現行法ノブルヂョア本意ノ點ヲ曝露スルコト、シ新任役員ニ其具体方法研究方ヲ一任スルコト。

質問討論ナク満場一致可決

5、緊急動議

風水害ニ依ル借地借家及金錢債務調停ニ關スル陳情ノ件

説明 日 秋 喬 一

風水害罹災者ニ限り借地借家及金錢債務調停ニ付特別ノ考慮方ヲ要請スル爲メ近ク新任役員打連レ所轄裁判所ニ出頭陳情スルコト。

満場一致可決

6、風水害復興對策ノ件 説明 井 上 良 二

風水害ニ當リ府市ニ要請陳情シ相當考慮實施サレタルガ更ニ次ノ點ニ付要請シ其ノ實現ヲ期スルコト。

イ、大阪ニ國庫ニ依ル復興局ノ即時新設

ロ、罹災地ノ借地借家料モラトリアム斷行

ハ、農山漁村及中小商工業者復興資金簡易貸出

(一) 一口金額 千圓以下

(二) 資 格 罹災者一警察署管内ノ貸付委員會ニテ融資ニ

依リ更生出來得ルト見込マル、モノ

(三) 保 証 同一町村ニテ三名以上

(四) 取 扱 大阪府内各署管内貸付委員會

(五) 返 濟 六ヶ月据置一月年賦償還

(六) 利 子 無利子

(七) 資 金 預金部低利資金

ニ、府市ノ復興工作ニ對スル監視